

菊川水系黒沢川流域水害対策計画 (素案)について

令和8年8月18日

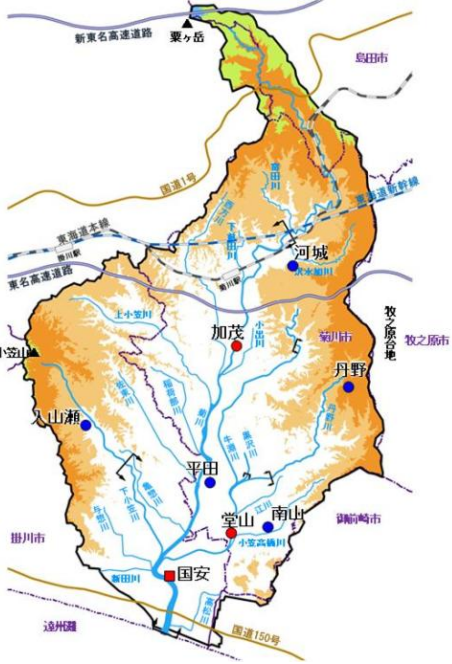
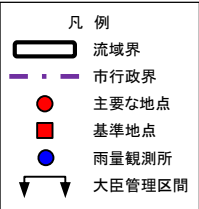
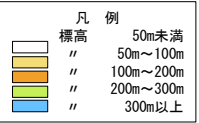
菊川流域の概要

- 菊川は栗ヶ岳を源とし、牧之原台地、小笠山丘陵に挟まれた平地を南に流下し、下小笠川や牛淵川等多くの支川を合わせ、遠州灘に注ぐ一級河川である。
- 稜線と河岸砂丘に囲まれた菊川下流域一帯は、内水被害が起こりやすい窪地状の地形となっている。

流域及び氾濫域の諸元

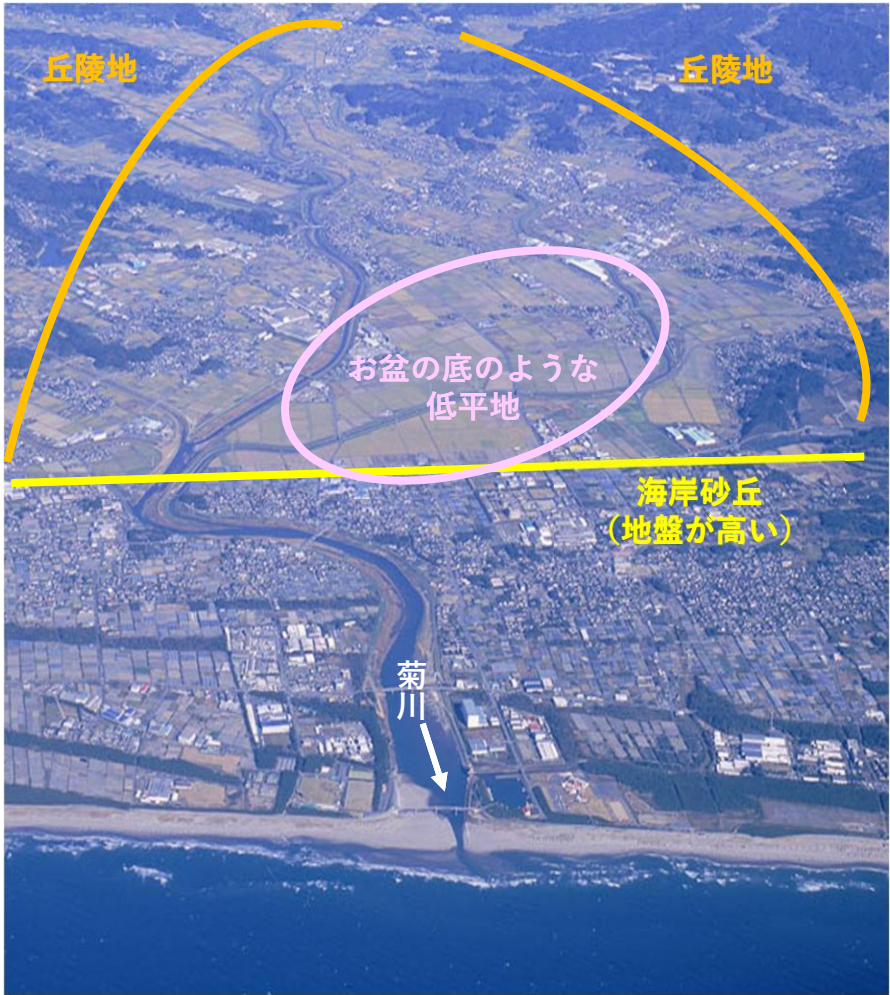
流域面積(集水面積)	: 158km ²
幹川流路延長	: 28km
流域内人口	: 約7万人
想定氾濫区域面積	: 約56km ²
想定氾濫区域内人口	: 約47万人
想定氾濫区域内資産額	: 約7,436億円
主な市町村	: 4市 菊川市、掛川市、島田市、御前崎市

流域図



地盤高平面図

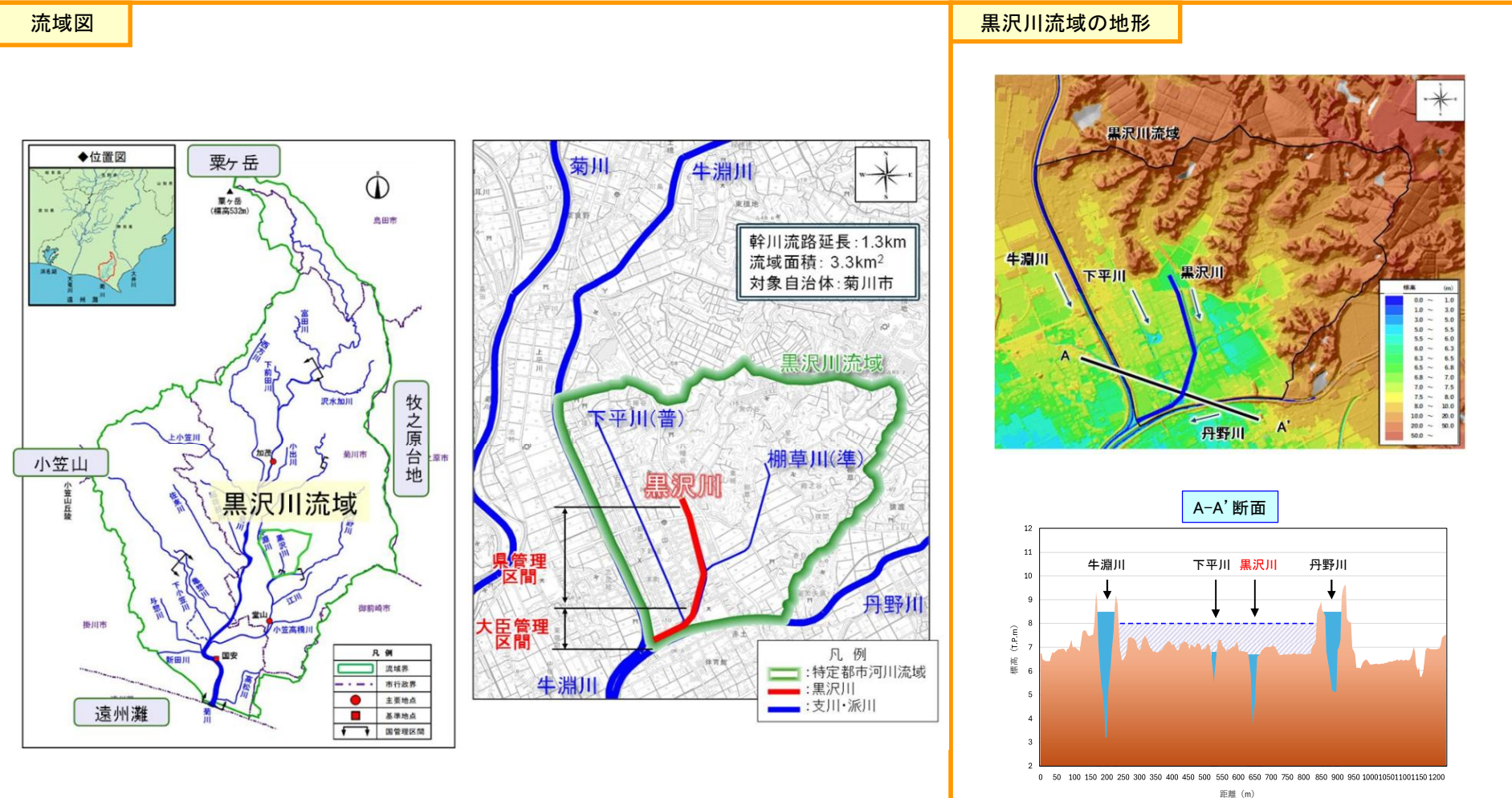
地形



中・下流部の様子

特定都市河川(黒沢川)流域の概要

- 黒沢川は菊川の2次支川であり、幹川流路延長1.3km(大臣管理区間0.45km、県管理区間0.85km)、流域面積3.3km²である。
- 特定都市河川に指定された河川の中でも、流域面積は極めて小さい。
- 黒沢川流域は、牛淵川と丹野川の堤防に囲まれた地域であり、降った雨が流域内にとどまり内水氾濫※が発生しやすい地域である。
- 黒沢川は、菊川流域内の静岡県菊川市に位置し、牧ノ原台地西側の小溪谷に源を発する。
- 上流部は浅く開かれた谷底地形を南南西に流下し、平野部で南に流向を変え、途中で準用河川棚草川などを合わせる。



※: 内水氾濫・・・河川からの水ではなく、雨水が排水しきれずに浸水すること

過去の浸水実績

- 過去の浸水被害としては、昭和57年9月の台風第18号により黒沢川流域で浸水面積が最大となり、近年では、令和元年10月の台風第19号により黒沢川流域内で81戸の浸水被害が発生した。
- 地形特性に加え、牛淵川の水位上昇に伴い黒沢樋門が閉鎖することで、流域からの排水方法が黒沢川排水機場及び排水ポンプ車のみとなったことから浸水被害が発生したと推察される。また、近年では建物用地等の割合が増加したことで、雨水の保水・遊水機能が低下したことも内水被害が発生した要因の一つと考えられる。

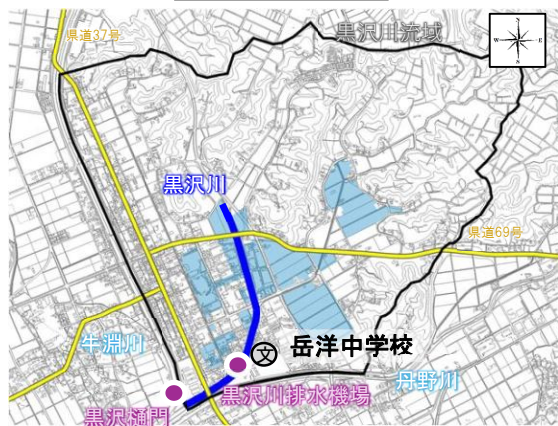
流域図

年	流域平均雨量[mm/9h]	浸水面積 (ha)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	
	黒沢川流域				
S57.9	248.6	108	不明	不明	S42 黒沢樋門の整備 S57 排水機場2.5m³/s整備 S63 排水機場2.5m³/s追加整備
H10.9	170.0	35	不明	不明	
H16.10	148.0	24	2	23	
H25.4	145.1	17	1	8	建物用地等の割合が増加
H26.10	115.1	25	2	19	
R1.10	226.0	21	22	59	
R4.9	207.0	46	0	5	

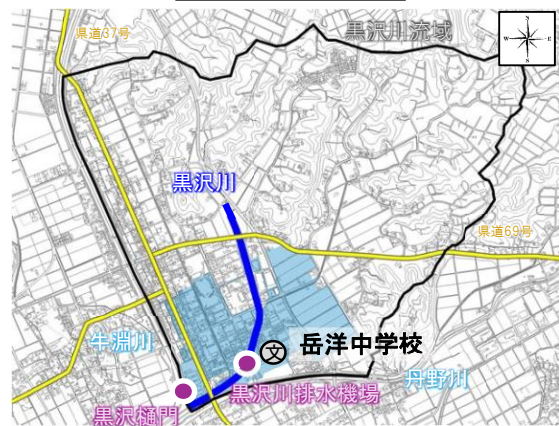
赤字:被害が顕著な項目



H10.9 浸水状況



H26.10 浸水状況



R1.10 浸水状況



特定都市河川の指定（令和7年3月31日）

- 黒沢川において、特定都市河川の指定要件を検討した結果、指定要件を満たすことが確認されたことから、令和7年3月31日に特定都市河川に指定された。

特定都市河川指定要件の確認

■指定要件への該当状況

Q1	都市部を流れる河川か？	該当の有無
	下記区域のいずれかの場合を流れる場合、該当する。	
	・市街化区域	
	・役場等の重要施設が立地する区域	
	・家屋が連坦する地域の中心部	○
	・その他流域内の人口・資産が集積した区域	
Q2	著しい浸水被害が発生し、またはその恐れがある河川か？	該当の有無
	下記区域のいずれかの場合を流れる場合、該当する。	
	・洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川である	
Q3	河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難	該当の有無
	Q① 流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川	
	・現状の市街化率は37%である	×
	Q② 接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川	
	・黒沢川は牛淵川に対する内水河川であり、黒沢川排水機場により丹野川に排水され、黒沢川末端では黒沢樋門により牛淵川からの逆流を防いでいる	○
	Q③ 地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川	
	・該当しない	×

特定都市河川の指定

更新日：2025年5月15日

黒沢川特定都市河川の指定について

令和7年3月31日に黒沢川が特定都市河川に指定されました。

黒沢川は下平川地内を流れ、一級河川菊川水系牛淵川と合流する川です。黒沢川流域では、牛淵川へ流れが妨げられることにより、大雨の際に排水が追いつかず水路などから水が溢れだす「内水」による被害が頻発化し、住宅への浸水を繰り返しています。昭和57年9月の台風第18号では、黒沢川流域で浸水面積が最大108haに達しました。近年では、令和元年10月の台風第19号で、近隣である岳洋地内で床上浸水22件、床下浸水59件の被害がありました。



特定都市河川の指定により、国や地方自治体、企業などの関係者が連携して、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、流域の貯留・浸透機能の向上などを進めていきます。その一歩として、令和7年4月16日に、菊川市、静岡県、国土交通省中部地方整備局の関係機関が集まり、「流域水害対策推進表明書」の取交式が開催されました。



右から順に佐藤寿延中部地方整備局長、長谷川寛彦市長、塚本秀綱副知事（県知事代理）

今後、関係機関で話し合いを重ねながら「流域水害対策計画」を策定し、対策を進めていきます。

出典：菊川市ホームページ

流域水害対策計画の位置づけ

- 流域水害対策計画は、特定都市河川の**河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**並びに特定都市下水道の**下水道管理者**（以下「河川管理者等」という。）が共同して定めるものであり、河川整備や下水道整備に加え、**地方公共団体や民間事業者等**による流出抑制対策及び土地利用の方針等を法定計画として位置づける。

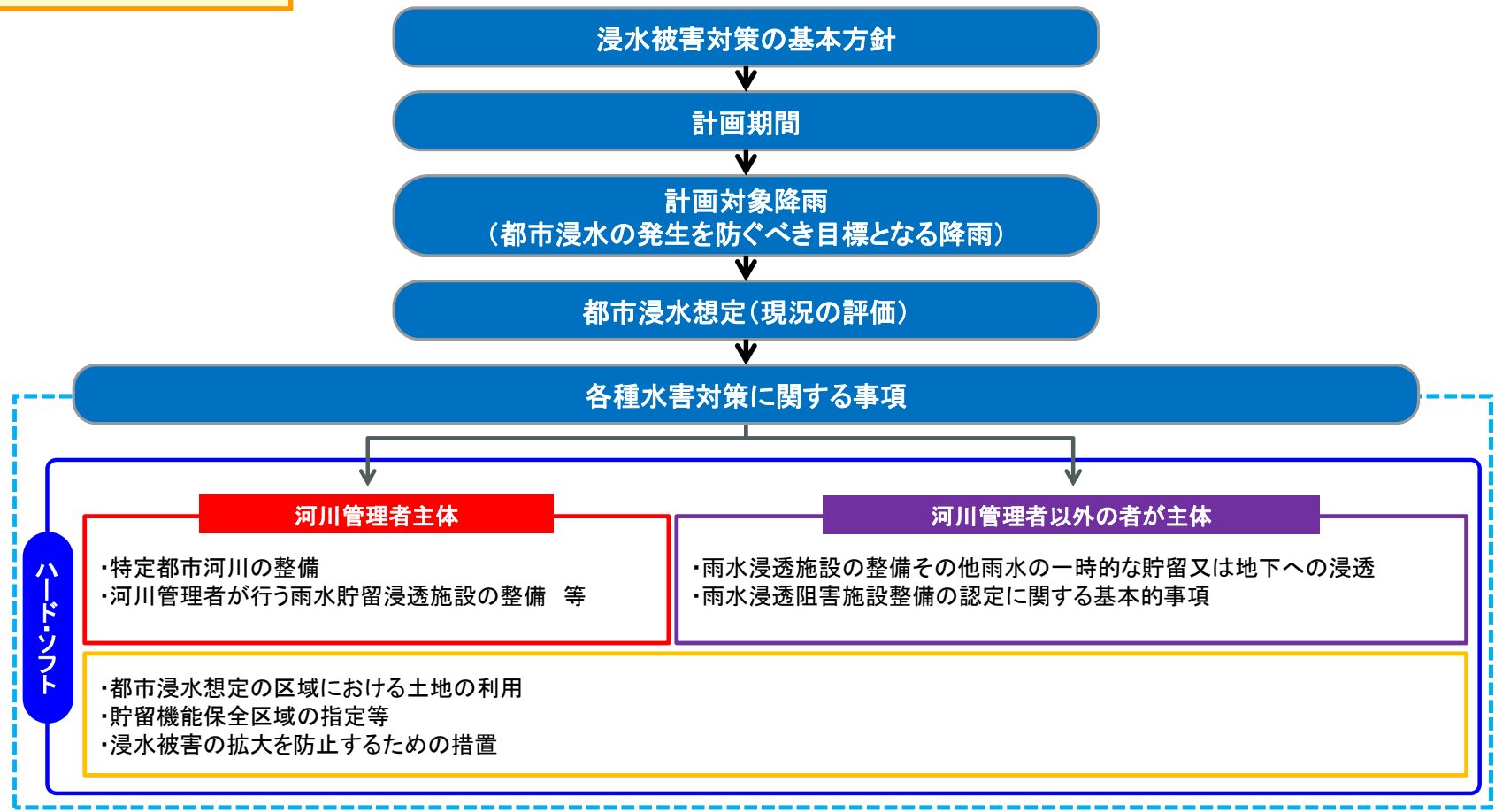
	河川整備計画	流域水害対策計画
法律	河川法 第16条	特定都市河川浸水被害対策法 第4条
作成者	河川管理者	河川管理者及び地方公共団体等
内容	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めたもの	特定都市河川流域において、浸水被害対策を総合的に推進（河川整備・流域対策※・ソフト対策等）し、浸水被害の防止、軽減を図るもの

※：流域対策・・・地域に降った雨を貯めたり、浸み込ませたりする対策

流域水害対策の計画の考え方

- 流域水害対策計画では、浸水被害対策の基本方針を決めたうえで、計画期間、都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨、現況の評価としての都市浸水想定を作成し、各種水害対策に関する事項の検討を行う。
- その上で、河川管理者が主体で行う対策と、河川管理者以外のものが主体となって行う対策を合わせ、流域一体で浸水被害対策に取り組んでいく。

流域水害対策の計画の考え方



※黒沢川流域において、下水道計画を策定していない

特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

基本的な考え方

- 黒沢川は、牛淵川との合流点付近の流域勾配が緩やかであり、かつ、牛淵川と丹野川の河川堤防に挟まれている河川であり、洪水が湛水しやすい地形である。
- また、黒沢川下流には黒沢樋門が設置されており、樋門閉鎖後は黒沢川排水機場(5m³/s)による内水被害の軽減が図られている。
- 牛淵川及び黒沢川は流域面積が小さく、近年の令和元年10月洪水など、洪水ピークの同時生起を迎えることもあり、牛淵川の水位の影響を受けやすい。
- 氾濫流を早期に流下させるためには河川整備に加え、流域内貯留施設による流域貯留整備により、浸水被害を防止する必要がある。
- 流域全体のあらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、以下の3つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削
- ・堤防整備
- ・雨水貯留浸透施設等の整備、田んぼダム、ため池の治水活用 等

②被害対象を減少させるための対策

- ・現在改定作業中(令和8年度末改定予定)である立地適正化計画(防災指針)に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導、公共施設における雨水貯留施設の設置、雨水浸透ますや雨水貯留槽などの設置促進等による、災害リスクの回避・低減及び安全・安心の確保 等

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

- ・浸水想定区域図、ハザードマップの周知、出前講座による水害リスクに対する理解促進
- ・洪水対策資材の提供、マイタイムライン※の普及啓発等による避難実行性の確保 等



浸水被害対策のイメージ

※マイタイムライン…住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

計画期間

- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、「効果を発現させるために必要な期間は、概ね20～30年間程度を一つの目安とする」としている。
- 河川整備計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は概ね20年とする。

計画期間の考え方：河川、まちづくりの計画期間を勘案

- ・【河川】：河川整備計画の計画完了年まで、概ね20年である。
- ・【まちづくり】：第3次菊川市総合計画の計画期間は概ね8年である。

【河川】

・「菊川水系河川整備計画(H29)※1」における河川整備計画の対象期間は概ね30年。
⇒策定から概ね10年経過 計画完了年は概ね20年後

【下水道】

・菊川市は、下水道整備計画は策定していない。

【まちづくり】

・第3次菊川市総合計画の計画期間はR15年度。
⇒概ね8年後

・菊川市都市計画マスタープランの目標年次はR12年。
⇒概ね5年後

・菊川市防災対策強靱化事業※2の事業完了目標はR10年。
⇒概ね3年後



計画期間を概ね20年と設定

※1: 現在、気候変動の影響を考慮した菊川水系河川整備計画の変更を検討中
※2: 豪雨や地震時の被害軽減と災害対応力向上を目的に、市南部の浸水対策、重要道路の冠水対策、市役所施設整備等を実施する事業

計画区域

- 特定都市河川の指定区間は、**大臣管理区間:0.45km、県管理区間:0.85kmの計1.3km**を対象とする。
- また、特定都市河川流域は、**黒沢川流域:約3.3km²**を対象とする。

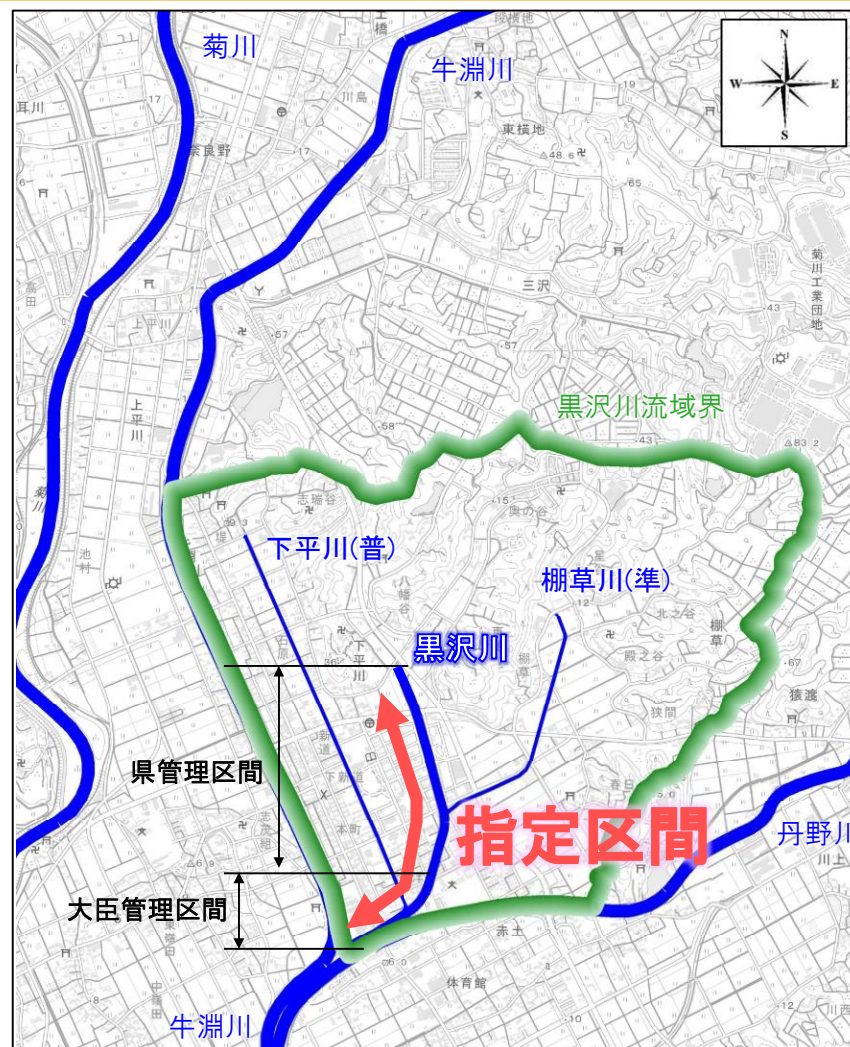
特定都市河川の指定区間・流域

河川区間:菊川水系黒沢川(1河川)

※国土交通大臣による管理区間:0.45km

静岡県知事による管理区間:0.85km

流域面積:約3.3km²(菊川市の一部)



都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

- 黒沢川の大管管理区間及び県管理区間の河川整備計画目標は、平田雨量観測所の降雨強度式を用いた合理式により算定された最大流量を目標流量として採用している。
- ガイドライン※においては、気候変動による降雨量の増加等も考慮しつつ、中～高頻度の降雨の規模を念頭として定め、計画期間内の実効性が確保できる計画を策定することから、中頻度でかつ、気候変動の影響を考慮した目標となる、**1/20規模(20年に1回程度発生すると考えられる降雨)**を目標とする。

※解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

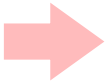
< 現行計画 >

基本 変更 方針	国 管理河川	[R7.12月] 菊川水系河川整備基本方針 ⇒ 黒沢川：降雨確率 1/30 (内水域全体の流域平均)
	国 管理河川	[H29.2月] 菊川水系河川整備計画【大臣管理区間】 ⇒ 黒沢川：降雨確率 1/20 (平田観測所降雨強度式)
	県 管理河川	[H20.3月] 菊川水系河川整備計画 (指定区間)
流域 対策	菊川市	[R6.1月] 菊川市防災対策強靱化事業基本計画

菊川本川の目標(1/30)に対して、本支川バランスを考慮して黒沢川の目標規模は1/20とし、次期河川整備計画の変更を見据えて、現況の目標規模に対して気候変動による降雨倍率1.1倍を考慮した

流域水害対策の目標降雨

洪水と雨水出水で降雨を区別せず、特定都市河川流域として一つの計画対象降雨を定めることを基本とする

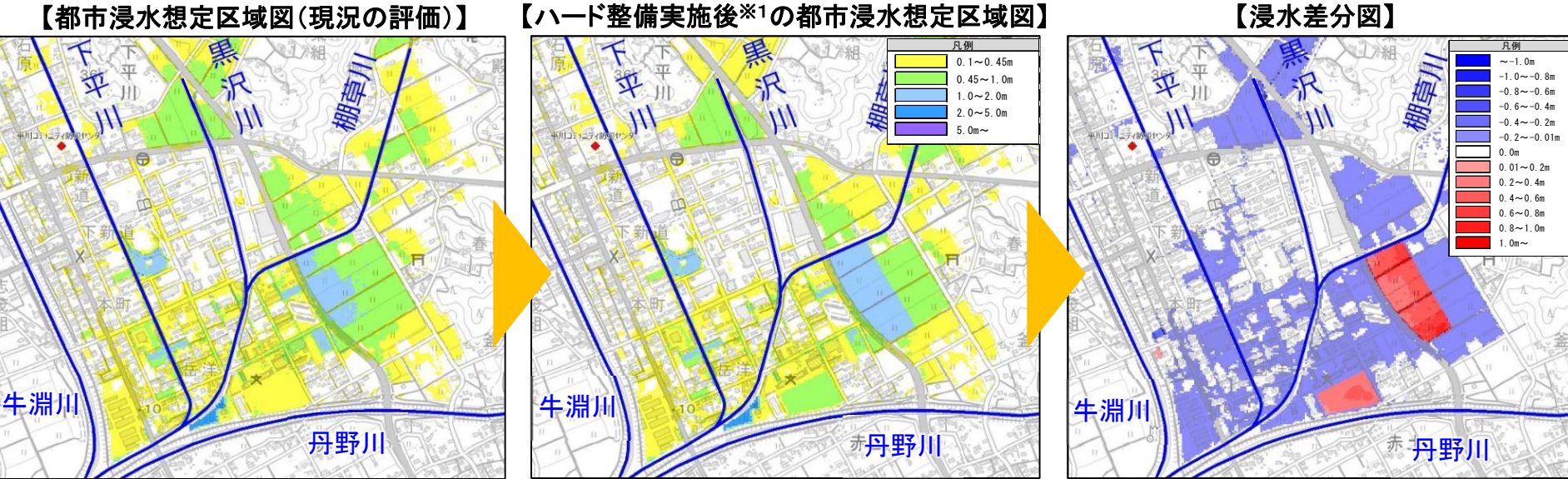


黒沢川の整備目標に気候変動の影響を考慮した「1/20規模」を選定

※現在、大臣管理区間では、気候変動の影響を考慮した菊川水系河川整備計画の変更を検討中
指定区間においても、国の動向を踏まえて河川整備計画の変更に向けて変更を検討中

都市浸水想定

- 都市浸水想定では、計画対象降雨が生じた場合に、浸水が想定される区域及び浸水深を示す。
- ハード整備実施後も、浸水リスクが残存する区域については、流域内住民への周知に努め、流域水害対策計画に定められた浸水被害対策の基本方針に従い、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じるものとする。



出典:国土地理院 地理院タイル

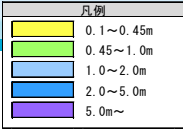
項目※2		都市浸水想定(現況の評価)	ハード整備実施後※1
浸水戸数(戸)	床上浸水	5戸	2戸※4
	床下浸水	183戸	160戸
浸水面積(ha)※3		約17.3ha	約15.5ha
計算条件	外力	1/20(気候変動考慮)	同左
	河道	現況河道	整備計画河道(国・県) 黒沢川樋門改築(国)
	流域対策	現況排水機場	現況排水機場 棚草川貯留施設(市) 岳洋中学校校庭貯留施設(市)



※1:流域水害対策計画に基づく河川整備(国・市)が対象
※2:浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した
都市浸水想定区域に基づき浸水深10cm以上を対象に算出
※3:浸水面積は市街地部分を対象として集計
※2、3:牛淵川の越水・破堤による浸水は含まない
※4:個別家屋の対策等により床上浸水を解消することを目指す

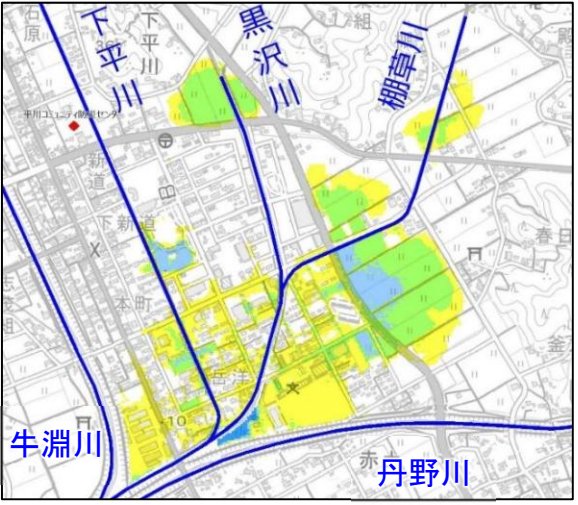
都市浸水想定(内外水別氾濫)

外水氾濫・・・河川からの水があふれて浸水すること
内水氾濫・・・河川からの水ではなく、雨水が排水しきれずに浸水すること
内外水氾濫・・・外水氾濫と内水氾濫を合わせたもの

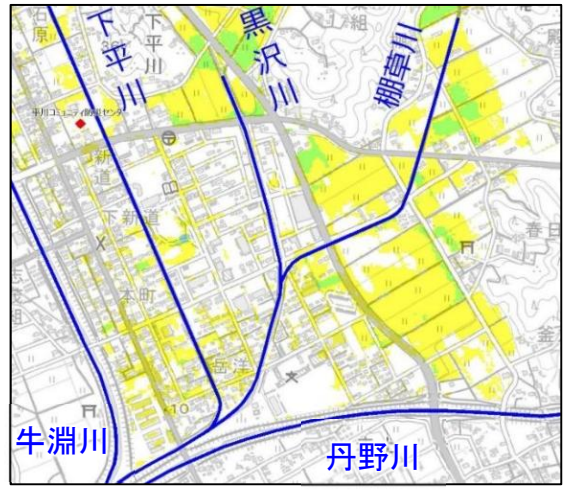


【現況の評価】

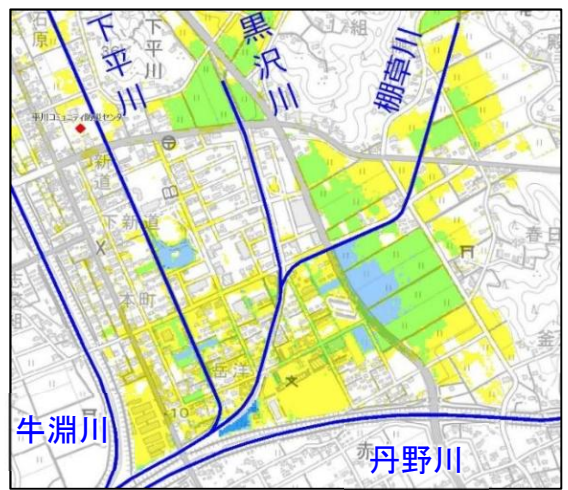
①最大浸水深(外水氾濫)



②最大浸水深(内水氾濫)

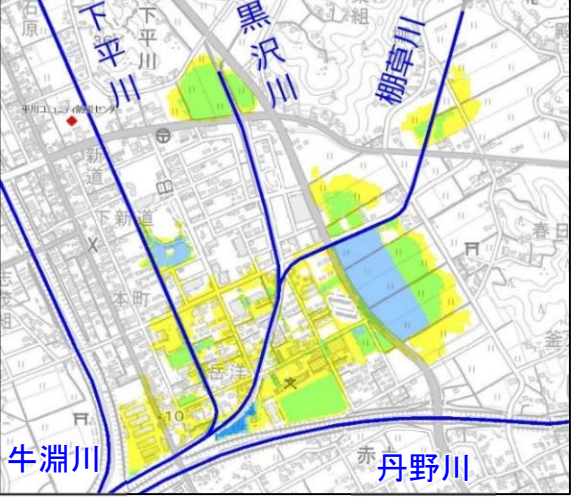


③最大浸水深(内外水氾濫)

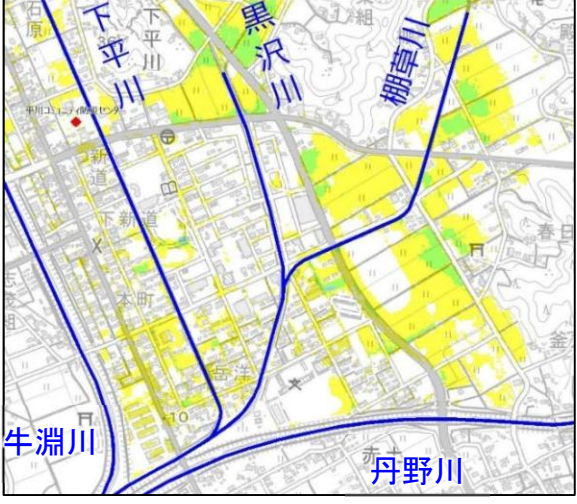


【ハード整備実施後】

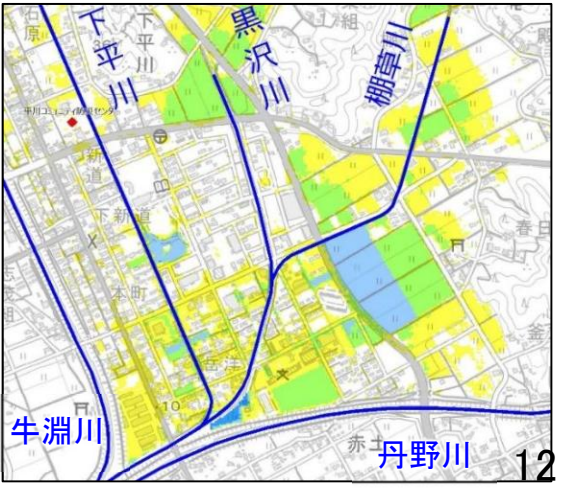
①最大浸水深(外水氾濫)



②最大浸水深(内水氾濫)



③最大浸水深(内外水氾濫)



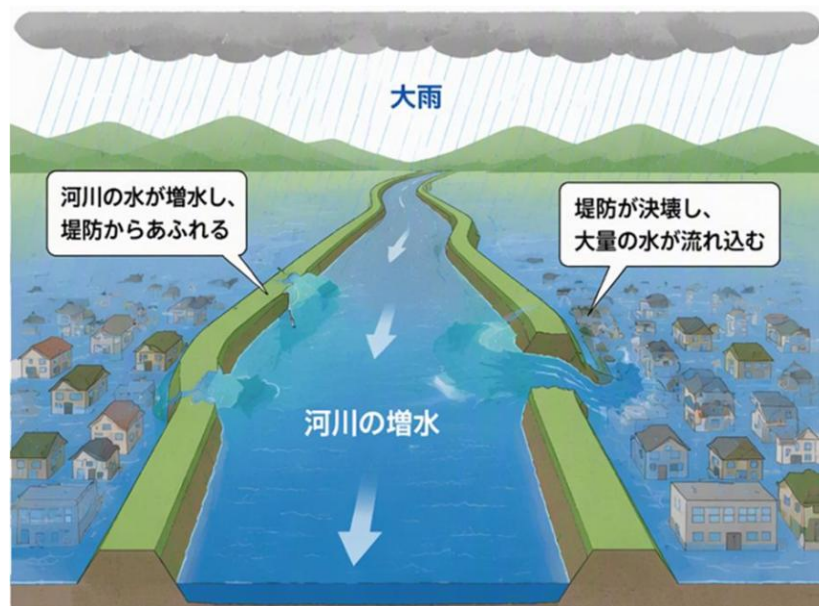
【参考】内水氾濫と外水氾濫の違い

外水氾濫・・・河川からの水があふれて浸水すること

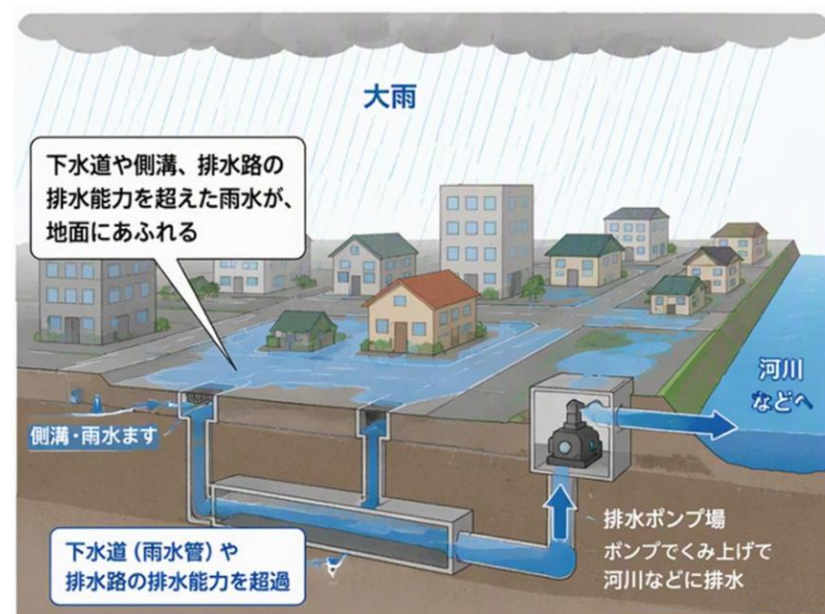
内水氾濫・・・河川からの水ではなく、雨水が排水しきれずに浸水すること

内外水氾濫・・・外水氾濫と内水氾濫を合わせたもの

外水氾濫(がいすいはんらん)



内水氾濫(ないすいはんらん)



特定都市河川の整備に関する事項(国が行う河川の整備)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 黒沢川の河道掘削や、河道幅に応じたゲート幅を確保するための樋門改築により、流下能力※を向上させる。

国が行う河川の整備

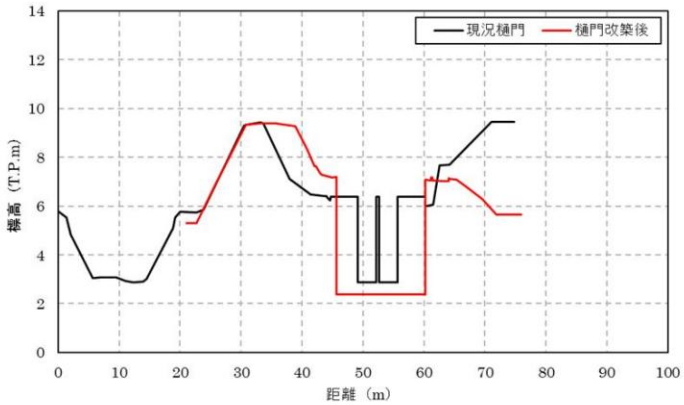
○河川整備の内容

河川整備	内容
河道掘削(黒沢川)	0.0k~0.2k付近
横断工作物改築	黒沢樋門

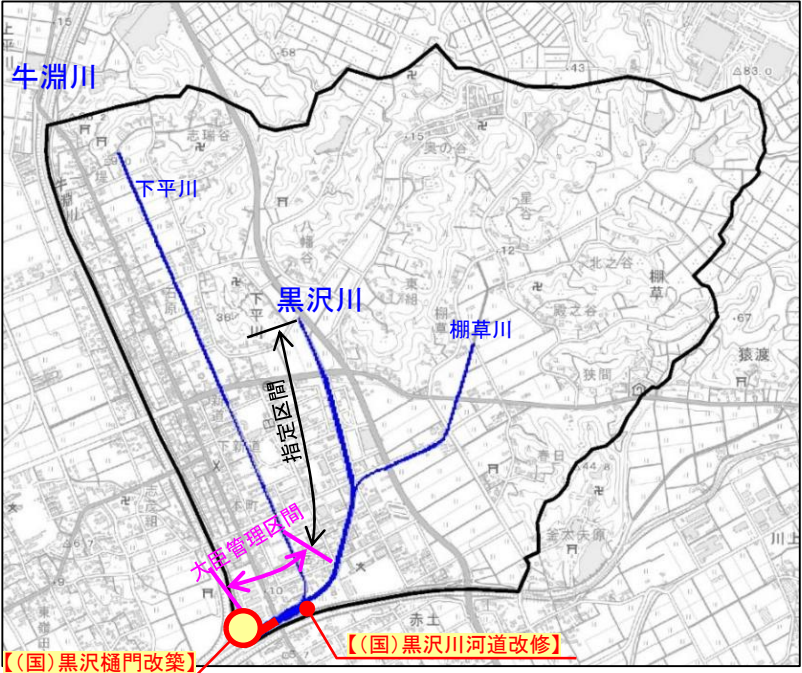


黒沢樋門

○黒沢樋門地点横断面図(改築前後イメージ)



○改修区間



出典: 国土地理院 地理院タイル

※: 流下能力・・・河川が流せる水の量

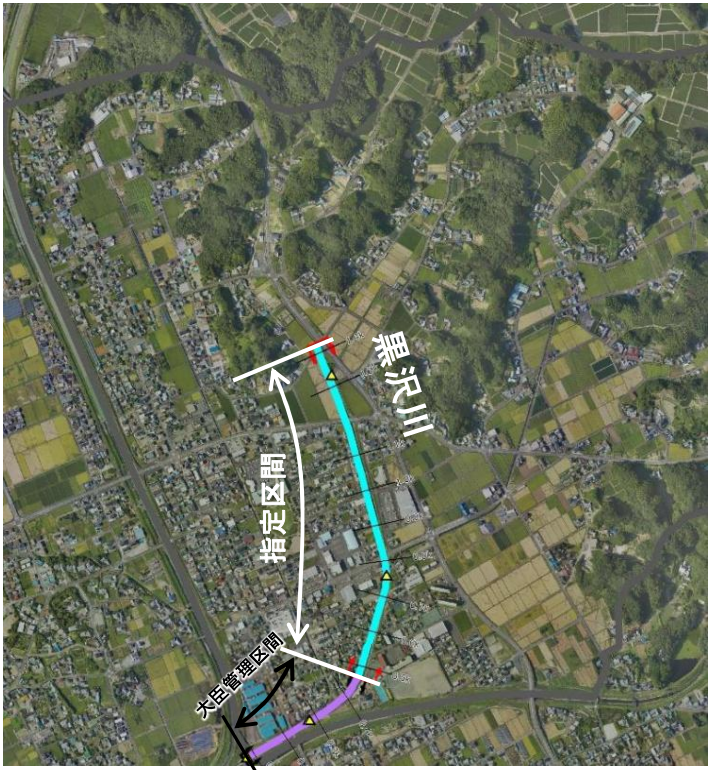
特定都市河川の整備に関する事項(静岡県が行う河川の整備)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 静岡県が行う河川整備については、指定区間の黒沢橋より上流の約0.85km区間において、昭和56年度から平成3年度までに整備を完了している。
- 流下能力※を維持するため、河道内堆積土砂及び植生等の維持管理を行う。

静岡県が行う河川の整備

【黒沢川の指定区間】 0.45k～1.30k



※: 流下能力・・・河川が流せる水の量

特定都市河川の整備に関する事項(菊川市が行う河川の整備)

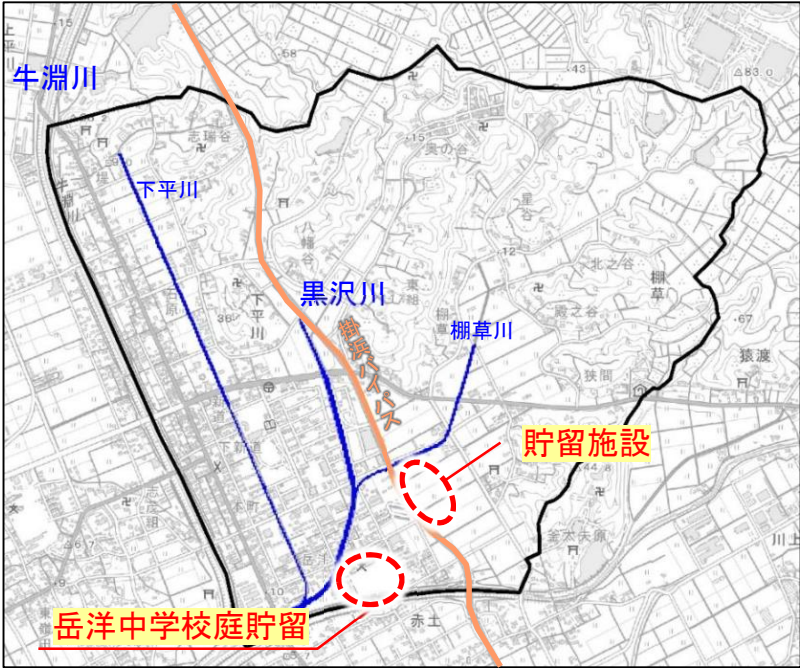
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 菊川市では、令和4年12月に菊川市防災対策強靱化事業基本構想を策定しており、黒沢川流域の水害対策として、校庭貯留施設の設置を完了し、引き続き貯留施設などの設置を進めていく計画である。

治水対策の取組(菊川市)

- 【黒沢川流域の治水対策】
- 棚草川隣接地への貯留施設の建設
 - 市立岳洋中学校校庭への貯留施設の整備
- 【対策済み】

○治水対策位置図

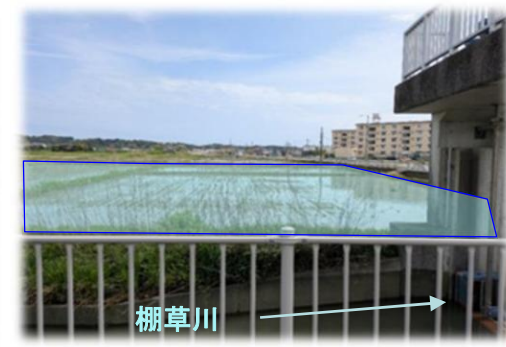


出典: 国土地理院 地理院タイル

【校庭貯留】
校庭に浅く掘込みを作り、降った雨をその場所に貯留する。



【棚草川貯留施設】
黒沢川に流れ込む雨水を棚草川隣接地へ貯留する。



河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う
雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための対策

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池活用の検討

- 出水期における水害防止を図るため、ため池の管理者に低水位管理を依頼しており、菊川市ではため池の洪水調節等を実施した自主防災組織に対し、「ため池洪水調節等事業費補助金」を支出している。
- 上記の取り組みを継続していくとともに、ため池活用の検討も推進していく。

○ため池洪水調節等事業費補助金（菊川市）

令和8年度 ため池洪水調節等事業費補助金 概要説明

- 1 補助事業名 菊川市ため池洪水調節等事業費補助金
- 2 制度の趣旨 この補助金は、出水期における水害防止を図るため、市の指定する、ため池の洪水調節等を実施した自主防災組織に対し、補助金を支出する。
- 3 補助金の積算 補助額は、ため池1箇所につき、年間1万円とする。
対象ため池については、本資料に掲載。
- 4 補助金交付の流れ
- 交付の流れ
- ①5月16日：自主防災会活動説明会…補助金の説明・ため池管理のお願い
- ②5～10月末：自主防災会でのため池管理（主に水位調整）。
- 管理にあたり、以下の内容を実施。
- (1)事業実績書（様式第2号）への記入・作成
- (2)ため池水門開閉操作日報への記入・作成（調整する度に記入）
- (3)管理（水位調整）の写真を撮影（1池につき2枚程度）
- ③11月中：危機管理課へ実績報告書類等の提出
- ④提出後、2～3週間後に、菊川市から指定口座に補助金が振込まれます。
- 提出書類
- (1)ため池洪水調節等事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)事業実績書（様式第2号）
- (3)ため池水門開閉操作日報 ※ため池の水位調整状況の把握のため、必ず提出してください。
- (4)請求書（様式第4号）
- (5)写真2枚（1箇所につき2枚程度）
- (6)振込先通帳の表紙及び1ページ目見開きの写し（口座名義人がカタカナで記載されているページ）
- 5 注意事項
- (1)様式は市ホームページ、または右記QRコードを読み取るとダウンロードすることができます。提出の際の押印の必要性はありません。
- (2)土木委員等がため池管理を主にしている場合は、土木委員等と連絡・連携しながら、申請を行ってください。
- (3)草刈等でため池に行った場合、あわせて水位調整できるかの確認も実施してください。
- (4)ため池の水位調整を実施しなかった場合には、補助金を交付することができません。



水田貯留等

- 流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

○菊川市における水田貯留の取組（川西地区）

調整板設置



専用の調整板



○ 通常の水田



通常の調整板

○ 田んぼダムに取り組む水田



雨水貯留量UP



専用の調整板

※国土交通省においては、治水効果の検証を実施予定

出典：流域における対策事例（農林水産省）

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、静岡県知事による事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。
- また、対策工事の義務付けの対象外となる1,000m²未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために措置を講ずるよう事業者に働きかける。

【静岡県】一定規模以上の雨水浸透阻害行為の許可

○雨水浸透阻害行為

雨水浸透阻害行為の許可申請等

特定都市河川に指定された流域内で、開発等により雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為（雨水浸透障害行為）を面積1,000㎡以上行う場合は、県知事の許可が必要になります。

特定都市河川浸水被害対策法第30条、同法施行令第8条

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地[※]において、次に掲げる行為であって、面積1,000㎡以上の雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を行う者は、あらかじめ、県知事の許可を受けなければならない。

1. 宅地等にせむにけり土地の形質の変更
2. 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいう。）
3. 土地からその流出雨水（地下に浸透しないでその土地へ流出する雨水の量をいう。）を増加させるおそれある行為（地下に浸透しないもの）
 - イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土を締め固める行為（既に締め固められた土地において行われる行為を除く。）
 - ロ アルファ、新設し、又は増設する行為

※「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野
「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

雨水浸透阻害行為の例



最後に

- 雨水浸透阻害行為の手続きは、開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を実施するものです。
- 流域に関わるあらゆる関係者が協働して、浸水被害軽減に向けた水災害対策を行う「流域治水」にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

【R7末時点での実績】

- 申請: 1 件
- 許可: 1 件

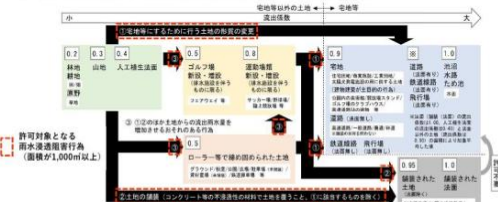
許可が必要か否かについて（1 許可対象となる雨水浸透阻害行為）

現況（行為前）の土地利用区分を整理し、行為によってその土地から流れ出る雨水の量が増加する行為（雨水浸透障害行為）にあたる面積が1,000㎡以上あるのが算定する必要があります。

1 許可対象となる雨水浸透阻害行為

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
② 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことを除く。①に該当するものを除く。なお、地すべり防止工及び急傾斜地崩壊防止工事においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
③ ①②のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為

③ ①②のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為



※ 流出係数とは、敷地内に降った雨水量のうち下水道や河川に流出する雨水量の割合
例えば、流出係数が0.2の場合は、下水道や河川に2割流出し、土地に8割が浸透することになります。



出典：静岡県HP

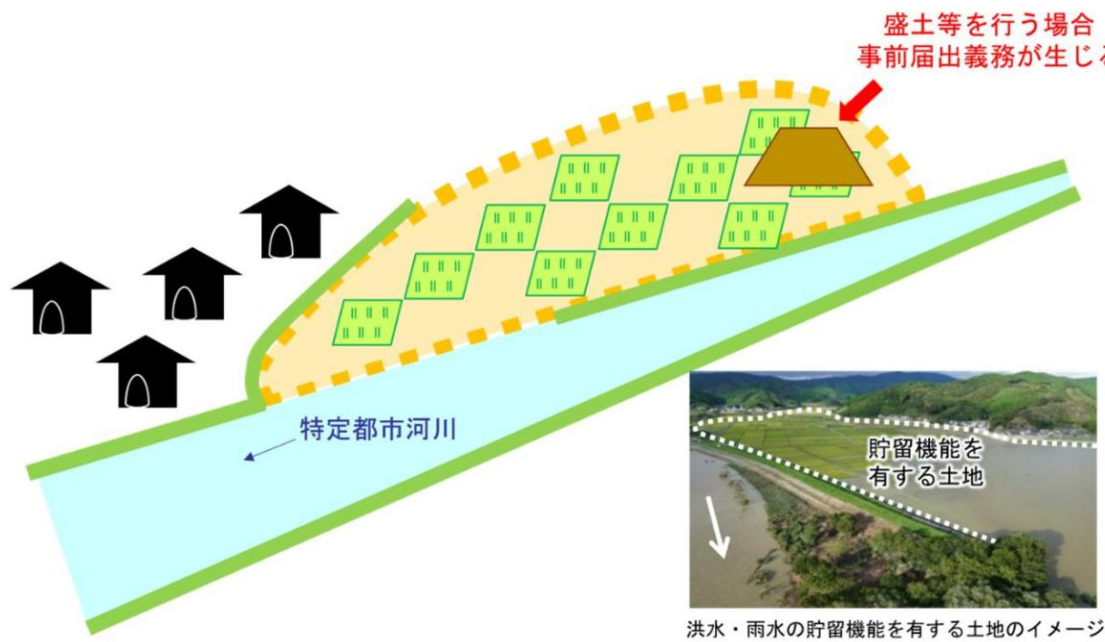
貯留機能保全区域の指定の方針

②被害対象を減少させるための対策

■貯留機能保全区域の指定の方針

- 特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。
- 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。
- 静岡県知事が菊川市長からの意見聴取を実施し、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。

貯留機能保全区域



指定に向けた合意形成に当たっては、以下事項を説明し、土地の所有者や利害関係者等の理解促進に努める。

- ・ 河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること
- ・ 土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること 等

浸水リスクに晒される地域においては、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、制度の活用を検討する。

貯留機能保全区域のイメージ図

貯留機能保全区域の指定の方針

②被害対象を減少させるための対策

- 貯留機能保全区域については、溢水※や内水等による浸水が想定される区域について、関係機関と連携をしながら地元住民との調整を図る。

貯留機能保全区域

凡例	
	0.1～0.45m
	0.45～1.0m
	1.0～2.0m
	2.0～5.0m
	5.0m～

○整備計画規模相当



○気候変動を考慮した規模



○令和元年東日本台風



 溢水や内水等による浸水が想定され、農地である区域

※溢水・・・堤防のないところで水があふれる現象。堤防があるところで水があふれる現象は「越水」。

浸水被害防止区域の指定の方針

②被害対象を減少させるための対策

■浸水被害防止区域の指定の方針

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。
- 浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。
- 都市浸水想定で床上浸水が見込まれる土地を基本とする一円の区域を抽出し、土地利用形態、浸水実績等を踏まえ、過大な区域とならないよう留意しつつ、必要に応じて同等の規制を講じることが可能である。
- また、ハード整備の進捗により水災害リスクが低減した場合に区域を縮小することが適切である。
- 指定にあたっては、静岡県知事が菊川市長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとする。

浸水被害防止区域



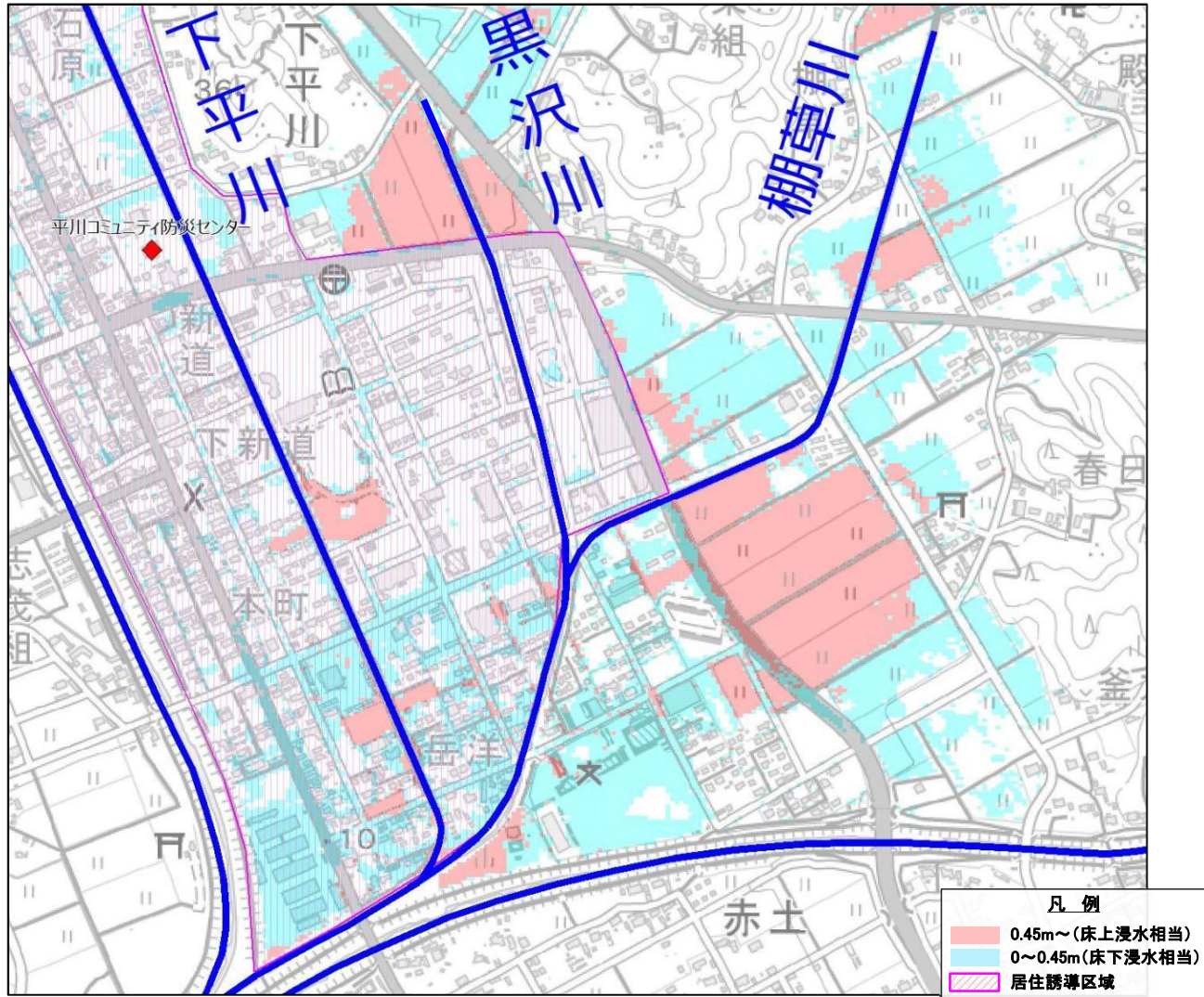
浸水被害防止区域のイメージ図

浸水被害防止区域の指定の方針

②被害対象を減少させるための対策

- 浸水被害防止区域は下図のとおり、居住誘導区域（農地等を除く）や家屋が連担する区域において、地域一帯が床上浸水となる区域はないことから、ガイドライン上で対象となる土地はほとんどない。

現況の都市浸水想定



③被害の軽減早期復旧・復興の対策

マイ・タイムライン

- 台風や大雨の危険が予想される際に、自分自身がとるべき行動を考えておくことで、「自分の命や家族は自分たちで守る」ことを普段から心掛けられるよう、マイ・タイムラインの作成を推進している。

わたしの避難計画

- 水害リスクの再認識と、早期の避難行動を図るための取組として、マイ・タイムライン／わたしの避難計画の作成支援等の普及啓発を専門的な知識を持つ防災士と連携し、出前講座や学校教育等において実施する。

わたしの避難計画 (菊川市 地区)

大雨 (河川氾濫・ 土砂災害)

手順③ 避難のタイミング、避難先、情報収集手段を確認し、記入

カ 避難のタイミング _____	ク 情報収集手段 〇を付けよう 複数可 ☐ 菊川市茶こちゃんメール ☐ 静岡県防災アプリ ☒ テレビ d、ラジオ ☐ その他() ☐ その他()
キ 避難先 _____	

地震

手順④ 大地震発生時の行動を確認し、集合場所を記入

ケ 避難のタイミング 強い揺れが収まったら

コ 避難先 (集合場所) (町内会で決められている場所) に集まる

その後判断

自宅が危険な場合 指定避難所へ

自宅に居ても安全な場合 自宅待機

手順①の④で「できる」と回答した方、声掛け避難のご協力をお願いします!

● 声掛け先



出典：菊川市公式ホームページ

浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

■テレビのデータ放送を活用した自治体 情報発信 広報情報サービス(菊川市)

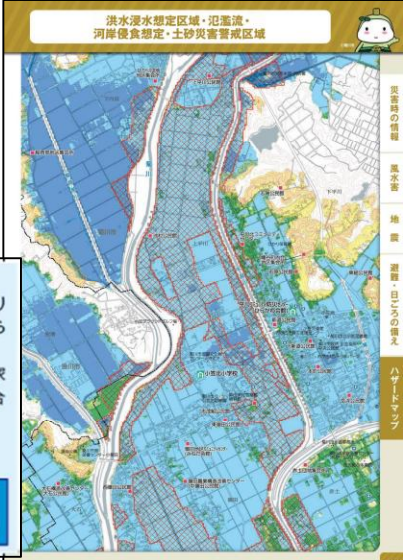
- 菊川市では、静岡朝日テレビの「データ放送(dボタン)」を活用し、市からのお知らせを発信している。
- パソコンやスマートフォンを利用していない人などでも、ご家庭のテレビで市からの情報を見ることができる。



■ハザードマップの作成(菊川市)

- 菊川市では、災害時に役立つ情報や、日頃からの備えなどを記載した記事面や、土砂災害や浸水、地震や液状化等の危険な場所を地図で示したハザードマップを1冊にまとめた「菊川市防災ハザードマップ」を令和2年度に作成した。

情報発信



■菊川市ハザードマップ

菊川市では、平成27年度に「菊川市ハザードマップ」を配布しております。また、下記アドレスの市ホームページ(防災について知る)から閲覧することもできます。

菊川市ハザードマップを再確認して頂き、土砂災害等に対する我が家の安全性を点検してください。ある程度の危険性が予想される場合は、発表される災害情報等の入手に努めましょう。

菊川市ホームページ(防災について知る)
<https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/anzen/bousainsuitseshiru.html>

■LINEでの情報発信 (菊川市)

情報発信

- 令和3年1月8日に菊川市LINE公式アカウントを開設。感染症に関する情報の他、災害・防災情報、子育て等様々な情報を配信



■防災アプリ「静岡県防災」による自主防災体制の強化 (静岡県)

自主防災

- 自主防災組織に対して、防災アプリの利用方法の周知、防災に関するお知らせの配信、避難トレーニング機能を活用した避難訓練の周知啓発等を実施する。



浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

③被害の軽減・早期復旧・復興の対策

■新たな防災情報の広報及び普及啓発の取組（気象庁）

- 防災情報の広報
- 令和8年出水期から防災気象情報を大幅に改善するため、リーフレット等を活用し、自治体や住民への周知啓発を強化する。
 - 自治体職員を対象に、防災気象情報の読み解き方や活用方法を学ぶ出前講座・気象防災ワークショップを実施する。
 - 小中学校を対象としたワークショップや出前講座を通じて、防災教育の充実を図る。

現行

河川氾濫等に関する情報		大雨に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
洪水予報河川、水位周知河川の外水氾濫		内水氾濫			
発表単位	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと	市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと
5相当	氾濫発生情報	＝	大雨特別警報	大雨特別警報	高潮氾濫発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難>					
4相当	氾濫危険情報	＝	＝	土砂災害警戒情報	高潮特別警報、高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警戒	大雨警戒 (洪水) 大雨注意報	大雨警戒 (土砂災害)	警戒に留意する可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	※警戒レベル相違情報としての位置づけなし	大雨注意報	高潮注意報

河川氾濫に関する情報		大雨に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
洪水予報河川の外水氾濫		内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫			
発表単位	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと	市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと
5相当	レベル5氾濫特別警報	レベル5大雨特別警報	レベル5土砂災害特別警報	レベル5高潮特別警報	
<警戒レベル4までに必ず避難>					
4相当	レベル4氾濫危険警報	レベル4大雨危険警報	レベル4土砂災害危険警報	レベル4高潮危険警報	
3相当	レベル3氾濫警報	レベル3大雨警報	レベル3土砂災害警報	レベル3高潮警報	
2	レベル2氾濫注意報	レベル2大雨注意報	レベル2土砂災害注意報	レベル2高潮注意報	

※令和8年5月29日から改善後

防災気象情報

■水害リスク情報等の共有に向けた取組（静岡県）

- 水害リスク情報等の共有
- 「事前に備える防災講座」の作成・周知・活用、YouTube動画の充実、出前講座等での周知・活用を実施する。
 - 市町防災職員向けの研修会・意見交換会を開催する。
 - 水害危険性の周知促進（浸水ナビや静岡県GISに浸水想定区域の情報を掲載）等に取り組む。



事前に備える防災講座 (YouTube)



「流域治水」ロゴ

浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

■防災意識・防災知識の普及啓発活動(浜松河川国道事務所)

防災意識・知識の普及啓発

- 防災アニマル診断や防災クイズを通じて防災意識向上を推進



菊川MIZBE FESの様子(令和8年5月16日)



- 流域治水や水害リスクに関する情報発信を実施



ラジオ番組出演(令和8年6月19日)

■流域一体型タイムライン運用に向けたヒアリングの実施(浜松河川国道事務所)

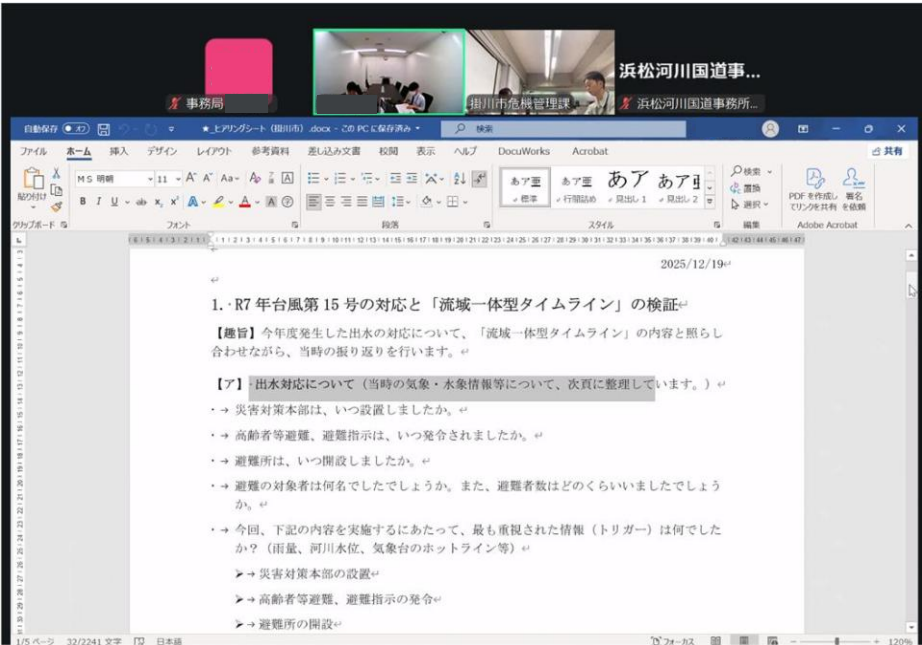
流域一体型タイムラインの検討

- 菊川流域と天竜川下流域の関係機関の担当者へのヒアリングを通じて、課題の整理を行った。

【ヒアリングの内容】

- 今年度の出水時の対応を振り返り
- 出水時の流域一体型タイムライン※の参照状況
- 参照して行動する上での課題等

※流域一体型タイムライン…洪水時の基本的な行動を時系列で整理したタイムライン(主に自治体毎の作成)を、流域単位で作成するもの



浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

■気候変動に備えた流域治水対策

- 菊川水系では、令和2年7月に「菊川水系流域治水プロジェクト」を策定し、流域全体で治水対策を推進してきた。
- 令和3年8月に「遠州流域治水協議会」へ移行し、「菊川流域治水協議会」と「天竜川(下流)流域治水協議会」の2つの水系の協議会が統合され、流域治水の取組を拡充。
- 令和6年3月には気候変動への対応を強化した「流域治水プロジェクト2.0」を策定した。

菊川水系流域治水プロジェクト2.0

気候変動に伴う水害リスクの増大

○整備計画で目標としている平成10年9月洪水(秋雨前線)に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、菊川流域では浸水が想定される範囲内の世帯数が約4,754世帯(現況の約1.1倍)になると想定され、事業の実施により、床上浸水被害が解消される。

■気候変動に伴う水害リスクの増大



【目標①】
KPI: 浸水が想定される範囲内の世帯数 約4,754世帯⇒床上浸水解消

＜＜左図の取り扱い＞＞
＞左図は、菊川の国管理区間について、河川整備計画規模及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
＞左図＜対策後＞は、菊川の流域治水プロジェクト2.0に位置付けている。国が実施する氾濫を防ぐ・減らす対策を実施した後の状況を勘案したうえで、氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
＞なお、国管理区間以外における本・支川の氾濫や内水による氾濫等は考慮されていません。
＞具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合があり、それにより、想定される浸水範囲も変更となる場合があります。

■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後の平成10年9月洪水(秋雨前線)に対する安全の確保				
菊川流域				
種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	浸水被害を軽減	河川掘削：約180万m ³ 引堤にともなう堤防整備	概ね30年
被害対象を減少させる	静岡県・菊川市	被害対象の減少	立地適正化計画に基づく防災指針の作成	各機関で順次実施
被害の軽減・早期復旧・復興	国 静岡県 流域各市町	被害の軽減 早期復旧・復興	企業と連携した流域治水・水害リスクの普及啓発及び支援 雨量、水位、浸水等の観測データの一元共有化 広域避難計画の策定 企業BCPの作成支援 地域と連携した自主防災体制の強化 浸水センサーの設置 三次元ハザードマップの作成 三次元浸水表示システムの作成	各機関で順次実施

【目標②】市町における内水被害の軽減				
種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国 菊川市	菊川流域の浸水被害軽減	河川掘削、樋門等改築 雨水貯留施設等の整備	概ね10年 概ね5年
被害の軽減・早期復旧・復興	流域各市町	被害の軽減 早期復旧・復興	内水ハザードマップや地区防災計画、マイタイムラインの作成促進	各機関で順次実施

流域水害対策計画の計画管理

- 国、県、菊川市は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、菊川水系黒沢川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。
- 流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を伺いながら、事業の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行う。

計画管理項目

計画管理項目	確認内容
事業の進捗状況	・河川事業及び流域対策施設の整備
流域内の開発状況	・菊川市における流域内の開発箇所及び面積
雨水貯留浸透施設等の整備状況	・河川管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等 ・雨水浸透阻害行為に該当する1,000m ² 以上の対策工事で設置された貯留施設の位置及び件数等 ・低水位管理を実施したため池数 ・水田貯留を実施した水田の位置及び面積等